

**第17回 熊本県・熊本市
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
次 第**

日 時：令和6年（2024年）2月26日（月）
午後7時00分から

場 所：ホテル熊本テルサ 1階 テルサホール

開 会

挨 拶

議 事

- 1 新型コロナウイルス感染症対応の検証について
- 2 その他

閉 会

【配付資料】

- 会議次第、委員名簿、座席表、設置要項
- 説明資料

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議委員一覧

	区 分	所 属 団 体 名	職 氏名	備 考
1	熊本大学病院	熊本大学病院	病院長 馬場 秀夫	
2		熊本大学病院 呼吸器内科	教授 坂上 拓郎	
3		熊本大学大学院 生命科学研究部	シニア教授 松岡 雅雄	
4	感染症指定 医療機関	熊本市立熊本市民病院	病院事業管理者 水田 博志	
5		荒尾市立有明医療センター	病院長 勝守 高士	
6		熊本総合病院	病院長 島田 信也	
7		天草中央総合病院	病院長 芳賀 克夫	
8	関係団体・有識者	公益社団法人熊本県医師会	会長 福田 稔	御欠席
9		一般社団法人熊本市医師会	会長 園田 寛	
10		熊本県看護協会	会長 本 尚美	
11		熊本県介護福祉士会	会長 石本 淳也	
12		熊本大学	理事 水元 豊文	
13		熊本県弁護士会	弁護士 藤木 美才	

第17回 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座席表

日時:令和6年(2024年)2月26日(月) 午後7時～
場所:熊本テルサ 1階 テルサホール

傍聴席	事務局	熊本大学病院 馬場委員		事務局	報道席
		有明医療センター 勝守委員	熊本大学病院 呼吸器内科 坂上委員		
		熊本総合病院 島田委員	熊本大学大学院 生命科学研究部 松岡委員		
		天草中央総合病院 芳賀委員	熊本市市民病院 水田委員		
		熊本大学 水元委員	熊本市医師会 園田委員		
		熊本県弁護士会 藤木委員	熊本県看護協会 本委員		
			熊本県介護福祉士会 石本委員		

(熊本市)

(熊本県)

中垣内副市長	深水副市長	大西市長	蒲島知事	田嶋副知事	健康福祉部 沼川部長
政策局 田中局長	健康福祉局 林総括審議員	健康福祉局 津田局長	健康福祉部 坂本総括審議員	健康福祉部 池田医監	健康福祉部 長寿社会局 城内局長
熊本市保健所 中村所長	保健衛生部 中元部長	健康福祉局 田中技監	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 木山局長	健康福祉部 健康局 野中局長	健康福祉政策課 本田課長
感染症対策課 中林課長	医療政策課 的場課長	新型コロナウイルス 感染症対策課 迫田課長	健康危機管理課 椎場課長	医療政策課 笠課長	高齢者支援課 下村課長
			薬務衛生課 境課長	健康づくり推進課 小夏課長	障がい者支援課 高三瀧課長

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要項

(目的)

第1条 熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する各種対応について、専門的見地から検討を行うため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次の各項に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の構築に関すること
- (2) 検査体制、クラスター対策及びその他感染拡大防止策に関すること
- (3) 関係医療機関相互の連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で構成する。

- 2 委員は、新型コロナウイルス感染症対策に関係する医療機関・団体、学識経験者等のうちから、熊本県知事が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの3年間とする。

- 2 前項の規定によることが困難である場合は、別に定めることができる。
- 3 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、必要があると認められるときは、関係機関（関係者及び有識者）等から意見を聴取することができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会長は、座長が指名する。
- 3 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康危機管理課及び健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県知事が定める。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)4月 2日から施行する。

この要項は、令和3年(2021年)3月19日から施行する。

この要項は、令和5年(2023年)3月24日から施行する。